

# 小山市立大谷東小学校PTA 本部役員選考委員会規程

第1項 委員会は、次の人員で構成される。

- |   |        |     |   |       |    |
|---|--------|-----|---|-------|----|
| 1 | 本部役員代表 | 2名  | 2 | 専門委員長 | 5名 |
| 3 | 地区支部長  | 各1名 | 4 | 学年委員長 | 6名 |

第2項 各代表は、互選による。

第3項 選考委員会は、随時開き、正副委員長各1名を選出する。

選出は、委員の互選による。

第4項 選考委員会は、委員長が召集し、議長となる。

第5項 候補者の発表は、全て事前にその本人の同意を要する。

第6項 選考委員会で選考推薦された候補者を理事会にはかり、承認を得たあと総会において選出する。

第7項 選考委員会は、その任務を終了したとき解散する。

付則 この規程は、昭和48年4月18日から実施する。

昭和56年4月18日一部改正	平成22年4月24日一部改正
昭和58年4月30日一部改正	平成23年4月29日一部改正
昭和61年4月26日一部改正	平成25年4月20日一部改正
昭和62年5月9日一部改正	⋮
平成8年4月26日一部改正	⋮

# 小山市立大谷東小学校PTA 本部役員選考内規

第1条 本部役員の選考は以下の方法による。

- 1 全会員を対象として立候補者を募る。
- 2 立候補者が改選数に満たない場合には、現1年生から4年生までの中から本部役員候補者を推薦し、選考委員が交渉にあたる。
- 3 1・2の方法で決まらなかった場合、本部役員及び学年委員・専門委員会の未経験者による互選で選ぶ。

第2条 選考委員会において、候補者を報告し選考推薦する。

第3条 育成会会長経験者（田間地区のみ、会長、副会長、支部長、会計経験者）は本部役員選考から除く。ただし再任は妨げない。

付則 この規程は、平成16年4月21日から実施する。

平成19年1月17日一部改正
平成23年4月29日一部改正
平成24年4月21日一部改正
平成26年4月19日一部改正
平成30年4月21日一部改正

## 学年・専門委員選考内規

第1条 委員に対する基本的な考え

全保護者が、子どもが大谷東小学校に在学中に1回以上委員等を受け、学校家庭が協力して、児童の教育活動のバックアップをする。

第2条 委員について

- (1) 原則、子ども1人に対して1回経験することとする。
- (2) 学年委員長と各専門委員長を2回経験することはない。ただし、再任は妨げない。
- (3) 原則として、本部経験者は委員選出を辞退できる。ただし、委員になった場合、学年委員長と各専門委員長は辞退できる。
- (4) 育成会会長経験者は選考から除く。ただし委員該当者が必要数に満たない場合はこの限りではない。
- (5) 当該年度の中学校の本部役員は選考から除く。
- (6) 原則として、転入後1年間は委員から除く。
- (7) 他校での経験は選考対象外とはしない。
- (8) 委員選考の際は、一度に複数の学年で立候補をしてはならない。また、委員会活動は上の学年より行う。

付則 この規程を、平成23年4月29日から記載する。

平成26年4月19日一部改正
平成28年4月23日一部改正